「理事の解任及び退任」に関する規定について(第10条関係)

(説明事項)

■ 本別紙では「理事の解任及び退任」に関する規定について、理事選任機関の構成等に合わせて2パターン例示する。

例番号	内容	本作成例ページ番号
例 4 一 1	評議員会を理事選任機関とする場合	41
例 4 - 2	上記以外の場合(「独立した理事選任機関を置く場合」、「理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合」又は「理事会を理事選任機関とする場合」)	42

■ 本別紙に記載のない規定を作成するときは、事前に私学課へ相談すること。

<例4-1:評議員会を理事選任機関とする場合>

寄附行為作成例	備考
----------------	----

(理事の解任及び退任)

- 第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の 行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにも かかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決 されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴 えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 3 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2)辞任
- (3) 死亡

- 第1項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の 事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必 要がある。
- 第2項について、「30日以内」の期限は、法律で定める事項であるため 変更不可。
- 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。

<例4-2:「評議員会を理事選任機関とする場合」以外のケース>

寄附行為作成例

(理事の解任及び退任)

- 第10条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき
- 2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事 を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができ る。
- 3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若 しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当 該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又 は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以 内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議 案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から 30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。
- 4 理事は次の事由によって退任する。
- (1) 任期の満了
- (2)辞任
- (3) 死亡

● 第1項について、理事の解任事由として、法律で規定されたもの以外の 事由による解任を可能とする場合には、寄附行為にその旨を規定する必 要がある。

備考

- 当該理事を選任した理事選任機関が解任を求めることができる規定と なっているか確認すること(左欄の第2項のように定めておくこと)。
- 第3項について、「2週間」及び「30日以内」の期限は、法律で定める 事項であるため変更不可。
- 「訴え」とは、裁判所への訴えをいう。